

銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.14

最近の規制動向（2026 年 3 月～4 月初旬）

=====

<< index >>

1. 米国におけるバーゼル III 最終化等に関する提案
2. 米国の暗号資産規制の明確化に向けた動き
3. 金融庁における AI ディスカッションペーパーの改訂
4. お問い合わせ先

=====

1. 米国におけるバーゼル III 最終化等に関する提案

米国の連邦銀行規制当局（FRB・FDIC・OCC）は 2026 年 3 月 19 日、銀行の規制資本枠組みを現代化するための 3 つの規則案に関する意見募集を開始した。今回の規則案は、①最大手銀行（カテゴリー I および II）向けのバーゼル III 最終化に関する提案、②その他の銀行向けの標準的手法の見直しに関する提案、③ GSIB サーチャージの見直しに関する提案で構成されている。

第 1 の提案は、最大手銀行に対して拡張リスクベース手法（expanded risk-based approach）を適用し、自己資本規制枠組みの簡素化を図る点に特徴がある。具体的には、オペレーショナルリスクに加え、信用リスクに係る先進的手法（内部モデル手法）を廃止することが提案されている。現行の規制枠組みでは、標準的手法および先進的手法の双方に基づく自己資本比率の計測が求められているが、本提案ではこれを拡張リスクベース手法に一本化することが意図されている。他方で、市場リスクについては内部モデルの使用を引き続き認めるものの、その適用はモデリングの適切性を証明できるトレーディングデスクに限定される方針である。なお、バーゼル銀

行監督委員会（BCBS）の国際基準との主な相違点としては、信用リスクの内部モデル手法を廃止する点に加え、モーゲージ・サービシング資産について、普通株式等 Tier1（CET1）資本から控除する現行の要件を撤廃し、代わりに全ての当該資産に対して 250% のリスクウェイトを適用する点などが挙げられる。

第 2 の提案は、最大手銀行以外の銀行を対象として、主に信用リスクに係るリスクウェイトの見直しを行うものである。例えば、法人エクスポージャーに適用されるリスクウェイトは、100% から 95% へと引き下げられる見込みである。また、本提案の一環として、カテゴリ III および IV の銀行に対し、5 年間の移行期間を前提として、その他の包括利益累計額（AOCI）を規制資本（CET1 資本）に段階的に算入することが求められている。

第 3 の提案は、システムリスクの測定手法を改善し、サーチャージと GSIB のシステムリスクの整合性を向上させることを目的とするものである。具体的には、GSIB サーチャージの算定方法の改善に向けた複数の見直し（5 つの主要な改訂事項）が提示されている。

これらの規則案によると、バーゼル III 最終化の見直しにより最大手銀行の所要 CET1 資本は 1.4% 増加する一方で、GSIB サーチャージの見直しにより同資本は 3.8% 減少する見込みである。さらに、別途提案されているストレステストの見直しの影響も加味すると、最大手銀行に求められる CET1 資本は全体として 4.8% 減少すると推計されている。

バイデン政権下で公表されたバーゼル III 最終化の当初提案（2023 年 7 月）では、大手銀行の所要 CET1 資本は 16% 増加すると見込まれていた。これと比較すると、今回の提案は大手銀行の資本負担を軽減する方向に修正されており、全体として規制緩和の性格を強めた内容となっている。今後は、銀行業界等からの意見を踏まえ、最終規則の内容がどのように確定されるかを引き続き注視する必要があるだろう。

2. 米国の暗号資産規制の明確化に向けた動き

米国の証券取引委員会（SEC）および商品先物取引委員会（CFTC）は 2026 年 3 月 11 日、両当局間の連携・協力を促進するための覚書（MOU）を締結した。あわせて、監督上の連携強化および規制の明確性向上を目的として、「共同ハーモナイゼーション・イニシアティブ」を設立している。

さらに、SEC は 2026 年 3 月 17 日、特定の暗号資産および暗号資産を含む取引に対する連邦証券法の適用を明確化する解釈指針を公表した。具体的には、デジタル証券（トークン化証券）については有価証券に該当

すると整理される一方、デジタルコモディティ、デジタル収集品、デジタルツール、および（GENIUS 法で定義される）ステーブルコインについては有価証券には該当しないとの見解が示されている。また、CFTC もこの動きに歩調を合わせ、CFTC およびその職員が SEC の解釈と整合する形で商品取引所法を運用する旨のガイダンスを示している。

これまで米国の暗号資産規制を巡っては、SEC と CFTC の間で管轄を巡る見解の相違が指摘されてきた。こうした中で、今回の一連の取組みは両当局間の協調を強化し、規制の明確性および予見可能性を高める観点から、重要な前進であると位置付けられる。

3. 金融庁における AI ディスカッションペーパーの改訂

金融庁は 2026 年 3 月 3 日、AI ディスカッションペーパー（第 1.1 版）を公表した。本ディスカッションペーパーは、2025 年 3 月に公表された第 1.0 版を改訂したものであり、2025 年 6 月から 12 月にかけて開催された「AI 官民フォーラム」において得られた知見が反映されている。今回の改訂では、特に、AI を活用した顧客向けサービスにおけるリスク低減措置の事例や、AI 利活用における規制対応上の論点および考え方などについて、内容の拡充・明確化が図られている。

このように、本邦においては、金融分野に特化した AI 利活用に関する論点整理や官民対話が比較的早期から進展しており、規制対応に関する基本的な考え方や枠組みも徐々に具体化しつつある。

4. お問い合わせ先

勝藤 史郎

合同会社デロイトトーマツ

リスクアドバイザー リスク管理戦略センター

マネージングディレクター

〒100-8363 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1180 Fax: 03-6213-1085

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.